

(別紙様式)

北海道食品機能性表示制度の改正に関する意見

団体名 (一社) 北海道消費者協会

担当者氏名 星野 武治

電話 011-221-4217

項目	意見の内容	理由
項目 1 道外OEM について	○道外企業から道内工場への委託製造（いわゆる道外OEM）を認める場合は、製造規格や基準、工程など品質維持管理に厳格な対応が必要である。	○委託製造は、他企業への委託製造となるため、同一企業における製造と比べ、品質維持や品質管理において問題が発生しやすい。 ○北海道が認定する制度である以上委託製造内容や実施状況について北海道としてチェックを行うべきである
項目 2 機能性表示 食品との併記 について	○現時点で、「ヘルシー Do」並びに「国の新たな制度」は、消費者への周知も不十分であり理解されていない ○併記表示を実施するのであれば、消費者への十分な周知などが先決である。	○両制度が消費者に十分理解されない中で、併記表示が実施されると、消費者に誤解と混乱を与える懸念が強い。 ○具体的には、併記表示により消費者が「優良誤認」をする可能性も否定できないため、制度などの周知を重点的に推進すべきである。